



# NEWSLETTER

## 保育・子育て総合研究機構だより

2012.9.1 発行 NO.25

公益社団法人全国私立保育園連盟 保育・子育て総合研究機構研究企画委員会



特別企画

## 秋田喜代美氏へのインタビュー

### Part 1 公教育の意義(4つの面から)と学校教育法

今回、「保育と教育」「保育と学校制度」を中心に、「保育所保育も公教育の中に位置づけることが必要」と提言されている秋田喜代美氏（東京大学大学院教授）へのインタビューを企画しました（聞き手：研究企画委員会副委員長・片山喜章／以下、敬称略）。

片山●[子ども・子育て関連3法]を機に、幼保は、徐々に一体化に向けて歩み寄ると予測されます。そこで、今後の幼保の一体化を保育自体のあり方とそれを支える制度に絞ってお伺いしたいと思います。

初めに、政府もマスコミも「保育・教育」と文言を併記しています。乳幼児の教育は学校教育とは異なるという観点で、幼保ともども「保育」で統一するほうが馴染みやすく、社会的にも誤解を招きにくいと思います。この点について秋田先生は、どのようにお考えなのか、その辺のことからお話をお願いします。

秋田●最初に、用語の統一をさせていただきます。

養護と教育の一体的な実践（いとなみ）として、日本でつくられた固有の言葉「保育」があります。“今ここに在る（居る）子どもたち”の福祉と教育の一体的な展開のあり方を「保育」ととらえます。その際、まさに今ここに居るその子がその子らしく尊厳を保障されて在ること＝ウェルビーイング（well-being）が原点でなければならないのです。けれども、学校に行くまでに何かができるようになるというウェルビカミング（well-becoming：よくできるようになっていく）の考え方に力点が置かれて近年語られることには危惧を感じます。

私は、公教育という観点からのとらえ直しが大事だと考えています。それを4つの面からお話します。

まず第1に、公教育は家庭教育とは違う。家庭教育は「わたくし」の教育で、家庭の価値観が保障されることが前提です。これに対して公教育は、すべての子どもに公的な資金を等しく投入するのが基本原則です。

児童福祉は保育に欠ける子どもの発達や生活の基本保障へ手当されるわけです。私は、福祉の理念は極めて重要であるとともに、家庭状況にかかわらず、すべての子どもに等しく遊びや学ぶ権利を公的に保障することも大事で、それが公教育のあり方だと思っています（学校教育法は授業や指導をもとめているというのは、法の位置づけを明らかに誤解した認識です）。

片山●端的に言えば、福祉は個々の家庭状況によって恩恵の受け方は異なるが、教育はすべての子どもが同じように遇されるべきものなので、そこで公教育という観点が基本的に必要で、それは現段階においては学校教育法が有効な手立てになるということですね。

秋田●ええ。しかし、公的なお金を投じるので、親の価値観で「こんな教育をしてほしい」という声に応えるサービスではなくて、日本の将来を担う市民になるためにみんな等しく育ち・学ぶ機会を国が保障することが基本であると思っています。

第2に、公教育は“専門家が担うもの”ということ、家庭教育の代替ではない。教育は専門家が行う、それは教育基本法で決められています。かつ実践だけでなく、実践にかかわる研究と修養を怠ってはならない専門家であることが法で明記されていることで「一定の社会的地位を得る」ことが保障されます。保育士の地位向上のためにもこれが必要です。

3つ目は、発達の連続性を見通し、乳幼児のみを別にしてはならない。社会みんなで乳幼児期から小・中・高・大へとどういうふう子どもたちを発達にふさわしい方法で育てていくかを議論する。その下で、国の制度はつくられるべきです。公教育になれば、園は独立で自由というだけではなく、園を外的にサポートする行政制度や指導主事のようなスーパーバイズする専門家の制度を設け、0～18歳までの基本計画を国や自治体がつくるのが可能になる。それが、一定の質の

保障・公的責任を負う公教育の姿だと思います。

片山●確かに、フランスでもドイツでもその地域の教育を監督する専門官が配属されていますね。

秋田●4つ目は、公教育と私教育の違いです。乳幼児期は公教育、親の就労にかかわらず、どの子にも壁なく保障するユニバーサル教育に、しかし、義務教育にはすべきでない。つまり、一定の多様性を認めた公教育にすべきという意味です。

片山●私たちも皆が等しく教育を受ける権利として、1つの制度が望ましいと思っています。ただ現場では、“私立幼稚園の建学の精神”“民間保育園の独自性”の名の下に、随分ばらつきがあります。それをどう受けとめられますか。

秋田●それ以前に私は、株式会社立保育所に対し、危惧する点が2点あります。1つは、公教育は親へのサービスではなく子どもの教育・福祉に対する社会的責任ですから、市場原理は馴染まないということです。もう1つは、地域に根ざし、地域の特色をいかした暮らしを保障するということが保育ですから、全国一律のマニュアルとかカリキュラムで運営し、サービスをオプションにして、社員全体がそれを研修する運営手法自体がふさわしくないと思います。園を核にした“地域コミュニティ形成”という、これからの時代が求める保育の姿と大きく異なることが気がかりです。

片山●では、保育の方法はどうですか？多様で多彩な

ことの良し悪しについては、どうお考えですか？

秋田●子どもの人権を保障し、子どもを伸ばす保育には共通性があります。ですから、地域によって多様といっても、その範囲の中で許されると思います。

今一度、保育という言葉についていえば、保育は翻訳語ではなくて、明治時代に幼稚園の教育が小学校の教育を下ろすのではなく、独自性をもつので、議論の果てに最終的に「保育」という言葉に決められたことが歴史史料でも明らかにされています。日本保育学会はこの意味で、保育所・幼稚園にかかわりなく「保育」の語を使っている。つまり、“大和言葉”でつくられた哲学的背景をもつ言葉が「保育」なので、その理念と営みはすごく大事だと思っています。

片山●だから、学校教育法では「幼稚園は子どもを保育し」という文言を使っているのですか？それが、いつの間にか3歳以上は教育という見方が広がりました。その一方で、赤ちゃんに対する知見が深まっています。保育園では日々の保育の中で経験的に実感していましたが、本研究機構でも再認識、再確認しています。そこで私たちは、0～8歳までを1つの区切りとした『乳幼児教育基本法』のようなものがいいと思うのですが、その点はいかがですか？

秋田●私は、教育基本法を分けて0～8歳という特定区分で区切る新法をこれからつくるのは望ましいことではないと思っています。OECDでも乳児保育を学校

こころ  
の  
風景

5

## A君とD君（5歳児）のお箸事件

お昼寝の時、メソメソと泣いているのはA君です。どうして泣いているのか、聞いても返事を返してくれません。担任の若い保育士が説明してくれた状況によると、ご飯の途中なのに、箸を床の節穴に突っ込んで遊んでいたら、その箸を穴の中に落としてしまったということでした。私たちの園では、箸は自分のものを家庭から持ってくることにしているのですが、この日はそれを忘れて、保育園から箸を借りていて、それを落としてしまったのでした。そのうえ、ご飯もまだ途中なのに、遊んでしまって、そこで失敗もしてしまい、**まず**さが重なってしまったのでした。

そこで、保育士と一緒に、まずは台所（当園では給食室といわないで、台所と呼んでいる）に借りた箸を落としてしまったことを謝りに行き、そして、返せなくなったことは許してもらえたのです。保育士はここで、Aも泣くぐらい反省しているので、自分で気持ちを切り替えて立ち直るのを待つことにしたようでした。

ところが、食事が終わってお昼寝の支度も終わり、みんなが布団に入った時間になっても、泣きが止まらなくて、床に突っ伏して泣いているAの顔の下には、涙の海ができるほどでした。

保育士は様子がわかったので、「今度、気をつけよ

教育と考える国はほとんどないわけです。やはり、3歳くらいから遊びを中心にして、みんなが集団の中で学び合うことが大事だし、ユニバーサルにすべての子どもに3歳から保障すべきという国際的な流れにもなっています。

0～18歳を一緒にして、福祉と教育を一緒に所管する独自の法律をつくるのは、現状ではむずかしいだろうと私は思います。例えば、子どもの読書活動の推進に関する法律がつくられた時（平成13年12月）、0～18歳まで読書は本当に必要だということから、特定活動に特化した法律を超党派でつくったのです。保育園・幼稚園・こども園、私はどこにも平等にかかわることを原則にしているので、ある団体から見ると厳しいかもしれませんが、基本はやはり子どもを大事と思う人たちみんなで、1つの法律や方法をつくるのが大事。明治以来、日本の学校教育法は、それなりに良くできていて学力を長年保障してきた面はあります。それに乳幼児期を、独自性を確保しつつどのように位置づけるかは非常にむずかしい課題だと思います。

片山●学校教育法の良さと学校の現状が乖離していませんか。

秋田●学校の授業を見たら「これでいいのか？」と思うことも、保育園や幼稚園も本当に質の高い感動する保育！から、もうこんなあり?!というもので、特定の例を見てしまうと、学校も園も同じ状況です…。



制度やシステムの面で話をするなら、本当は0～15歳くらいまでは福祉と教育の両面を一体的に統合して考えるのが望ましいので、乳幼児だけに特化するの、本当にいいのか？というふうに思うのです。

片山●ただ、連続性ということを考えた時、社会全体、マスコミも含めて、乳幼児（の能力）に対する認識がとても浅薄で貧弱な気がしますが…。

秋田●子どもには選挙の票がないしね。（笑）

片山●3歳までは家庭で保育すべきだといわれます。

しかし、家庭だけで育児をする文化は有史以来なくて、ここ最近40年くらいで起きている状況だといわれています。そこでもう一度、学校教育法に位置づけるプラス面とマイナス面（課題）をお聞かせください。

秋田●プラス面は、保育者の研修が保障されること。学校教育法の下では、すべての子どもが同じ重みで扱われること、制度体系が充実することです。



うよ」と慰めて終わりにしてあげようと試みるのですが、それでも泣きが止まらないのです。どうしたら、気持ちが切り替わるのだろうかとか気かけながら、「間違っちゃったこともわかったし、そんなに悲しまなくてもいいよ」と声をかけると、ぼそとこぼした言葉が、「D君もやっていた」ということでした。

お昼寝が終わって、Dにその時の様子を改めて聞く

と、Dが始めた遊びを真似して、Aも挑戦を始めたらしいのです。それは、節穴に箸を半分ほど差し入れて、一瞬手を離れた後、箸が穴に落ちてしまわない内に、もう一度つかみ直す、そんなスリルを味わう遊びだったのでした。「おもしろそう。Dがやれるんだから、自分だってできるはず」と真似してやってみたら、落ちてしまったという顛末だったのでした。

失敗したことについては深く反省もしただろうし、保育士にしかられたことも悲しかった。でも、それよりも「一緒にやっていたD君はうまくいったのに、なんで僕は失敗してしまったんだろうと思うと、それが悔しくて立ち直れないくらいショックだった。そのことが、簡単には泣きやめない本当の訳だったのでした（“5歳のプライド”に気づけなかった）。

（鈴木眞廣●千葉・和光保育園園長）

課題は、待機児童の話ではなくて、児童福祉として貧困を始め、しんどい子や支援が必要な子どもたちに、学校教育に位置づくことで福祉の面が薄れないかということ。

もう1つ、保育園ができてきた歴史を考えた時に、働く親たちがコミュニティの中で地域とつながり、保護者も参画して一緒につくってきた歴史がある。つまり、子どもだけを対象に教育するという発想ではなくて、地域のコミュニティの中に保育園があり、大人も含めて“皆が育ち合う風土や理念”など、保育園の歴史性が薄れはしないか？という不安があります。これまで保育園が担ってきて、その後、幼稚園も後を追うわけだけど、その部分が大事です。社会的なニーズとして、親の自己実現のほうが強くなって、子育てするよりは働きたい、という親御さんが増えてくることに迎合してはならないと思っています。だから、幼稚園か、保育園か、ではなくて、乳幼児期には一定の保育時間制限をかける必要があります。

片山●0歳から、かかわり合いが見られ、そこで学んでいることはクラスの子どもの姿を観察したり、実践ビデオなどからも伺えますが、それが8時間以上ともなると…、保育園の教育と社会的福祉的使命との間で葛藤します。ただ、幼稚園の先生方と話していて物足りなく思うのは、乳児保育をポジティブに考えておられていないことです。家庭では年の差のあるお母さんと向き合う時間が多く、同年齢や少し年上の子どもとのかかわりの中でしっかり育つという実感があります。0歳・1歳の集団保育の大切さをまず、幼稚園関係者がよく理解してほしいと強く思っています。

秋田●それは大賛成です。今、OECDでは乳幼児期の教育のあり方や保育の質をあげるために、アーリーラーニング（early learning：私はあまり好きな言葉ではない）の語で0～10歳くらいまでをいかにつなげていくかを議論しています。そこでユニバーサルに出てくる区切りは、だいたい2歳半～3歳くらいが1つの発達の区切り、それからたぶん5～7歳あたりが1つの区切りです。だから、そのあたりで発達に応じて保育・教育の方法を変えなければいけないと思っています。

ただ、育ちは個人差もあり、家庭の状況や住む環境も違います。研究者によりさまざまな意見があると思いますが、全員が0歳から集団保育で育てるべきだと

か、0歳は家庭で見るべきだというのではなくて、家庭の状況によって、うちの子にはこうなってほしいとか、そこは義務じゃないから多様性を認めるべきです。同時に、乳児期の教育的意味合いをもっと検証すべきだと思っているので、共同研究を始めています。

片山●0・1・2歳の子どもの育ちを保障しようと思えば、子どもどうしのかかわり合いが必要ですが、それがどんな形で保障されるかは別の話で、そこに親の選択ということも大事になってくるだろうと思います。

秋田●そうですね。専門家の保育者が行う部分と、親として子どもに接する一定の時間は必要で、それは人任せにはいけない。親も参加し、地域の子育ての輪に入ってやれるのにある程度多様な幅があって良いと思っています。3歳未満児保育を幼稚園でもやっているじゃないですか。制度として両方できることがよいと思っています。

片山●ここで少し話題を変えたいと思います。保育が『学校教育法』に取り込まれると、保育が個人の能力向上主義に引き込まれたり、教科教育に組み込まれたりする懸念を感じます。幼稚園関係者も最近、しきりに「意図性」という言葉をよく使い、耳にしたり目にしたりします。そこで次号では、この点からお話していただきたいと思います。（以降、次号に続く）

## 編集後記

### ◎ “もの知り” から “もの創り” ヘシフト ①

子ども観や保育観はほぼ一致していても、論者のバックグラウンドの違いによって、打開策の中身に隔たりを感じることがあります。「公教育」「学校教育法」という言葉に馴染みのない私たちの多くは、今回の秋田氏の提言をどのように受けとめたいでしょうか。「共感!」「違和感!」どちらにしても、今回の提言が“これまでの形”から“これからの形”をみんなが思索して創り出す契機になればと思います。

私たちは、国の政策情報を収集し、難解な文言や用語を解釈して、一喜一憂してきた観があります。今後、地域主権を支えるためには地域ごとの“現場主導力”が不可欠で、その力量は「乳幼児教育＝保育」のあり方の論議によって鍛えられる気がします。「乳幼児教育＝保育」のあり方から、制度創りの主役の座を奪いたいものです。

（片山喜章●神戸市・なかはら保育園園長）

### ◆問合せ

公益社団法人全国私立保育園連盟  
保育・子育て総合研究機構研究企画委員会  
〒111-0051 東京都台東区蔵前4-11-10  
TEL 03-3865-3880 / FAX 03-3865-3879  
URL <http://www.zenshihoren.or.jp>  
E-mail [ans@zenshihoren.or.jp](mailto:ans@zenshihoren.or.jp)